

政策体系における政策目的の位置付け

エネルギー・環境
資源・燃料

政策の達成目標

・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

3年間の延長

同上の期間中の達成目標

・軽油引取税の課税免除措置により石灰石等鉱物の掘採事業を営む者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。

政策目標の達成状況

・我が国の操業している鉱山数は平成28年4月1日現在373鉱山（うち金属鉱山13、非金属鉱山360）であり、最も鉱山数が多いのは非金属鉱山の石灰石鉱山（226鉱山、次にけい石鉱山（48鉱山）となっており、金属鉱山では金・銀鉱山（7鉱山）が最も多い鉱山である。
・石灰石及びけい石は主要鉱物の国内生産による自給率が毎年ほぼ100%で推移するとともに、金についても毎年一定の生産量を継続し、我が国の鉱物資源の安定供給に大きく貢献。

主な鉱物の国内生産量、輸入量、輸出量及び推定自給率（我が国鉱山からの供給率）

【単位：金(kg)、石灰石・けい石(千トン)】

		金	石灰石	けい石	
平成24年度	国内生産量	鉱山生産	7,232	141,485	9,095
		その他(注)	84,603		
	輸入量		2,212	586	23.9
	輸出量		64,201	4,836	2.2
	推定自給率		24.23%	103.10%	99.76%
平成25年度	国内生産量	鉱山生産	7,411	148,807	9,308
		その他(注)	67,169		
	輸入量		8,373	704	25.1
	輸出量		60,894	4,834	3.0
	推定自給率		33.60%	102.85%	99.76%
平成26年度	国内生産量	鉱山生産	7,114	147,298	9,583
		その他(注)	73,078		
	輸入量		987	710	26.9
	輸出量		71,481	4,965	3.8
	推定自給率		73.35%	102.97%	99.76%
平成27年度	国内生産量	鉱山生産	7,699	142,624	8,862
		その他(注)	93,832		
	輸入量		3,980	717	22.1
	輸出量		120,495	5,081	0.5
	推定自給率		-51.38%	103.16%	99.76%

(注) 金は暦年データ
その他：輸入鉱石を国内で製錬し生産された金、再生金

		<p>【推定自給率】 $\text{国内鉱山生産} / (\text{国内生産} + \text{輸入量} - \text{輸出量}) \times 100$</p> <p>【出典】 (1) 金 ①国内生産量（鉱山生産）：生産動態統計 ②国内生産量（その他）、輸入量、輸出量：資源エネルギー庁貴金属流通統計調査 (2) 石灰石、けい石 ①国内生産量（鉱山生産）：生産動態統計 ②輸入量、輸出量：財務省貿易統計</p> <p>【主な用途】 金：電子部品、触媒等 石灰石：セメント原料、コンクリート用骨材、鉄鋼原料等 けい石：セメント原料、ガラス、陶芸原料等</p>
--	--	--

	要望の措置の適用見込み	軽油引取税課税免除適用件数、免税軽油使用数量及び減収額の見込み		
		適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (kL)	減収額 (百万円)
		373	91,732	2,945
		373	91,732	2,945
		373	91,732	2,945
		373	91,732	2,945

有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> 当省が行った実態調査のうち、中小企業の掘採事業者の直近の経営状況は、2割程度が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると、赤字企業の割合は4割に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により、廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。 また、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われぬまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。 このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、安倍内閣が取り組む地域経済活性化や国土強靱化にも大いに貢献することとなる。
-----	----------------------------	--

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 石灰石等鉱物資源は、社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 例えば、東日本大震災復興では、倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事に必要とされる膨大なセメント、骨材、鉄鋼等の供給を支えてきた。 このため、石灰石等鉱物資源採掘事業者が安定的かつ中長期的に供給責任を果たしていくために経営基盤の安定は不可欠。 したがって、経営不安化の大きな要因となる軽油引取税については、今後も課税免除措置の継続は必要。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>・我が国の金属・非金属鉱山（373鉱山（平成28年4月1日現在）では、採取する鉱物の種類に関わらず、削岩機、積み込み機械、運搬機械等、軽油を燃料とする重機類を使用する作業を行っていることから、全ての事業者は当該課税免除措置を受けているものと推測。</p> <p>軽油引取税課税免除適用件数、免税軽油使用数量及び減収額</p> <table border="1" data-bbox="384 264 1262 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (鉱山数)</th> <th>免税軽油使用量 (kL)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>389</td> <td>92,939</td> <td>2,983</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>381</td> <td>97,932</td> <td>3,144</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>377</td> <td>96,941</td> <td>3,112</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>374</td> <td>93,642</td> <td>3,006</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用件数(鉱山数)】経済産業省調べ 【免税軽油使用量】 鉱物生産量当たりの免税軽油使用量に生産量を乗じて算出</p>		適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (kL)	減収額 (百万円)	平成24年度	389	92,939	2,983	平成25年度	381	97,932	3,144	平成26年度	377	96,941	3,112	平成27年度	374	93,642	3,006
	適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (kL)	減収額 (百万円)																		
平成24年度	389	92,939	2,983																		
平成25年度	381	97,932	3,144																		
平成26年度	377	96,941	3,112																		
平成27年度	374	93,642	3,006																		
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>																					
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物資源は、コンクリート、鉄鋼、骨材等の製造に必要不可欠な基礎物資である。特に石灰石はセメントの主要原料のほか、鉄鋼を生産するのに必要な副原料、コンクリート用骨材、道路の路盤材等に利用され社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 ・軽油引取税の課税免除措置がなされない場合、製品価格の上昇により社会資本整備及び東日本大震災により倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事に対し、費用的制約から遅延するなど、国民生活全体に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ・また、取引先も価格が上昇した製品を避けることから、当該課税分を製品コストに転嫁することができない場合、経営状況の悪化による事業者の廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定供給ができなくなる可能性が高くなり、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や大震災の復旧・復興に大きな影響を及ぼす恐れがある。 																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和31年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」</p> <p>昭和34年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p> <p>昭和36年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p>																				
<p>ページ</p>	<p>24—4</p>																				

昭和37年度（拡充）

課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正

昭和46年度（拡充）

課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正

（平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正）

平成21年度 課税免除措置を3年間延長

平成24年度 課税免除措置を3年間延長

平成27年度 課税免除措置を3年間延長